

# 門川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する方針」

平成 29 年 10 月 1 日

改正 令和 5 年 4 月 1 日

門川町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

門川町（以下「町」という。）は、市街地を中心とした平地と中山間地域に分けられ、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進するとともに対策の強化を図ることが求められている。

担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、町が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表するものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

これらを踏まえた上で、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、法 7 条第 1 項に基づく門川町農業委員会の指針として、具体的な目標、推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する宮崎県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 4 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
現 状 (令和5年3月)	515ha	3.9ha	0.75%
3年後の目標 (令和8年3月)	390ha	0.1ha	0.02%
目 標 (令和15年3月)	375ha	0.05ha	0.01%

※遊休農地の解消目標における管内農地面積は、農地台帳及び農業委員会が行う農地利用状況調査から集計（管内農地面積＝優良農地＋再生利用可能な農地＋再生利用困難な農地）

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- I 農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査や利用意向調査、相談活動、地域活動等を踏まえ、農地の利用関係の調整を積極的に行う。
- II 農地パトロールについては、年間を通じて実施し、遊休農地等の早期発見に努める。
- III 農林業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、遊休農地の発生防止・解消に努める。
- IV 農業委員会は、土地改良区、新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、遊休農地の発生防止・解消に努める。

#### (3) 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。

#### (4) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	割合 (B/A×100)
現 状 (令和5年3月)	396ha	117ha	29.5%
3年後の目標 (令和8年3月)	390ha	156ha	40.0%
目 標 (令和15年3月)	375ha	263ha	70.1%

※担い手への農地利用の集積目標における管内の農地面積及び集積面積は、宮崎県が実施する「市町村毎の人と農地の状況」調査における数値である。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

- I 町及び農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報についての共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。
- II 守るべき農地を明確化し、意欲ある農業後継者、新規農業参入者及び退職帰農者等の担い手への利用集積・集約化を促進する。
- III 農地の賃借制度や農地中間管理事業の積極的な周知に努める。
- IV 地域ごとに人と農地の問題を解決するため、「地域計画」の策定と見直しに取り組む。
- V 農業委員会は、土地改良区、新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。
- VI 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の通りとする。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 新規参入者取得面積	備考
現 状 (令和5年3月)	1 件 0.61ha	
3年後の目標 (令和8年3月)	3 件 1.5ha	令和5年3月 以降の累計
目 標 (令和15年3月)	10 件 5ha	令和5年3月 以降の累計

※現状については、令和2年度から令和4年度までの新規参入経営体数（取得面積）とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- I 町と連携して、立地条件（先進的な施設園芸生産者が多いこと、高速道路へのアクセス等）や生活環境（自然と都市の調和）などの魅力を積極的に発信するとともに、国、県の支援制度や町の新規参入促進のための助成制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。
- II 町や農地中間管理機構等の関係機関・団体と連携し、管内農地の借入れ意向のある農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど積極的な支援を行う。
- III 農林業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、新規参入の促進に努める。
- IV 農業委員及び推進委員は、参入希望者（法人を含む）の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。
- V 農業委員会は、土地改良区、新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、新規参入の促進に努める。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

町が作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、門川町農業委員会は次の役割を担う。

- I 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- II 農家への声かけ等による意向把握
- III 「地域計画」で位置づけられる担い手への農地の利用調整やマッチング
- IV 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- V 「地域計画」の定期的な見直しへの協力